

# 令和8年度 沖縄県立豊見城南高等学校

## 生徒支援部指導方針

～ すべては、生徒一人ひとりの将来のために ～

<u>基本理念・学校生活心得</u>	P 1～2
<u>生徒指導の流れ</u>	P 3
<u>1 あすなろ指導（服装容儀、態度等に関して）</u>	
<u>2 特別指導</u>	P 4
<u>3 懲戒指導</u>	
①訓告指導	
②停学指導	
<u>4 生徒指導上の懲戒規定の目安</u>	P 5
<u>5 懲戒指導の流れ</u>	P 6
<u>6 勤怠指導</u>	P 7
<u>7 携帯・スマホ指導</u>	P 8
<u>8 「いじめ」に関すること</u>	
<u>9 アルバイトに関すること</u>	
<u>10 自転車通学に関すること</u>	
<u>11 免許取得に関すること</u>	P 9
<u>（車両通学について）</u>	
<u>12 豊見城南高校・生徒指導の仕組みフローチャート</u>	P 10

# 自律

自分の行動をコントロールし、高校生らしい学校生活を送りましょう

# 生徒指導方針について

生徒支援部

## 基本理念

「生徒指導＝進路指導＝生徒の社会的自立(自律)をサポートし、社会に通用・貢献できる人材を育成する」という基本理念にたち、全職員で指導方針の足並みを揃え、あらゆる教育活動の場面において指導にあたる。

〈 本年度の最重点課題 〉

- (1) 学校生活にふさわしい身なり (2) 朝の遅刻改善 (3) あいさつ・礼儀の定着  
(4) 授業にきちんと向かう態度

- ①時間厳守(朝は時間に余裕を持って出発し、開始のチャイムが鳴り終わるまでに着席する)  
②開始・終了時の礼法(起立、身なりを整えたあと挨拶)  
③学習環境の整備・教室・ロッカーの整理【机上に学習用具以外(特に飲み物・食べ物など)は置かない、学習用具以外の持込をしない。】  
④聞く態度(私語・居眠り等への注意。提出物等の提出時の礼法指導)  
⑤その他(トイレ等への中座は原則禁止・許可を得てから行く)

## 学校生活心得(内規より一部抜粋)

### ◆校時内(登校時～下校時)の心得

- ・在校時間中は、許可なくして校外への外出を禁ずる。
- ・欠席、欠課、遅刻をする生徒は事前に届出または連絡(原則保護者から)をする。

#### ① 遅刻について

- ア) SHRの始まる8時50分のチャイムが鳴り終えるまでに教室にいない生徒は遅刻となる。  
イ) 遅刻生は所定の場所で入室許可証を受け取り、その時間の教科担当者に提出してから授業を受ける。(授業の後、教科担当者は入室許可証をHR担任へ渡す)

#### ② 欠課(登校後)について

- ア) 早退する生徒は、HR担任(または養護教諭)より早退許可を得、保護者に連絡する。  
早退届用紙に必要事項を記入し、HR担任又は教科担任に提出する。  
イ) 正当な理由の無い欠課、早退の許可を得ていない欠課は無届欠課となり、指導対象。

#### ③ 欠席について

- ア) 欠席をする場合は生徒の保護者が、電話や楽メでその理由を学校へ連絡する。  
イ) 上記連絡の無い欠席は、無届欠席となる。(楽メ等のなりすまは指導対象)

#### ④ 勤怠指導について

- ア) 指導の内容については、生徒支援部指導方針に準じて指導を行う。  
イ) 度重なる指導によっても改善されない場合は、保健相談部によるカウンセリングも検討しながら、本人・保護者・学年主任・生徒支援部・管理者も含めた話し合いで改善を目指す。

#### ⑤ 昼食について

- 弁当を持参するか、校内の弁当業者を利用すること。(校内販売有。但し、数に限りがあります)業者の弁当・パン等が売り切れた場合のみ学校からの許可を得て外出できる。

## ◆校外生活の心得

- ① 飲酒、喫煙、薬物使用の厳禁、ゲームセンター、ビリヤード、パチンコ店、クラブ、その他未成年者立ち入り禁止の場所への出入りを禁止する。
- ② 夜間外出はしない。(特に夜10時以降は深夜徘徊の対象となる。)
- ③ アルバイトは原則として禁止とする。家庭の事情でやむを得ない場合のみ、保護者(又は生徒相談等)から学校に申請し、許可を受けて行うものとする。
- ④ オートバイ、原動機付き自転車、乗用車等の運転および相乗り、貸し借りはしない。  
※(昭和56年5月16日のPTA決起総会において、“子弟には運転免許証をとらさない、車両は買わない、同乗させない”ことが決議されている。3ない運動)
- ⑤ 下宿・間借り生徒は届け出る。

## ◆制服について (いつでも受験や面接等ができる制服であることが基本です)

- ① 男子・女子制服について
  - ア 男女ともにスラックス、スカートを自由選択とする。
  - イ (夏季) 学校指定のスラックス、又はスカート。  
学校指定のシャツで左肩にエンブレムの刺繍入り。シャツは必ずスラックス又は、スカートに入れる。裾は臀部を覆う程度とする。  
スカート丈は膝の中央にかかる程度とする。
  - ウ (冬季) 夏季のシャツの上から学校指定のブレザーを着用する。  
※冬服の採寸及び注文・購入等の詳細は後日、係より連絡が有ります。
  - エ (夏冬季合着)  
長袖シャツ…学校指定の長袖シャツで、左肩にエンブレムの刺繍入り。(購入は希望制)  
ニットベスト…学校指定の白のニットベスト。(購入は希望制)  
ネクタイ…学校指定のネクタイを購入し着用する。(購入は希望制)
- ② その他制服に関すること
  - ア 男女ともに制服に関しての相談は随時(生徒支援部、教育相談、養護教諭、クラス担任、等)で受け付けます。
  - イ 学校指定外のシャツは認めません。

### 1. 確認事項

- (1) シャツの第2ボタン以降開け、シャツだし、制服からはみ出す着くずし、ミニスカート・カットスカート、スカートの折り曲げ、シャツの袖、襟から出るアンダーウェアは禁止
- (2) 防寒着に関して指定以外のもの【カーディガンやジャージ等】はその場で脱着指導を行い、あすなるカードを発行する。
- (3) 染髪・パーマ・奇抜な髪型(モヒカン、フェードカット、ラインや襟足の長い髪等)、エクステンション等、高校生として相応しくない髪型やヒゲは認めない。眉毛へのライン、マツエク等も指導対象となります。  
※天然パーマによる縮毛矯正については、保護者確認の下、面談により判断する。
- (4) タトゥー、マニキュア・ピアス・指輪、つけまつげ、カラーコンタクト、ネックレス、ブレスレット、エクステ、その他装飾品及び化粧品は禁止する。  
※装飾品に関しては預かり指導。預かった物は年組番号を控えて生徒支援部または学年団で預かる。  
※タトゥーは消すことになります。

### 2 指導方法

- (1) 全職員、上記の違反者を確認したら、「その場指導」をし、『あすなるカード』を渡す。
- (2) 必要に応じ学年集会で制服、身なり指導を行う。

# 生徒指導の流れ

## I あすなろ指導（あすはちゃんと良くなるよう）

### 目的

◎自分の言動をコントロール（自律）できる力を養い、学校生活において必要な心構えや言動を実行できるよう1日1日自分自身の向上を目指す。

※いつでも進学・就職面接を受けることが可能な状態が学校生活の基準です。

### あすなろカード対象となる項目

#### <制服>

- ・シャツ出し ・インナー（Yシャツの下：タートルネック・そで） ・式典でのブレザー忘れ
- ・Yシャツ忘れ ・スカート忘れ ・ズボン忘れ ・ベルト忘れ ・着崩し・異装（私服・指定日以外の体育着着用・ジャージ着用、指定外体育着の着用など）・ミニスカート・スカート 折り曲げ

#### <頭髪等>

- ・染髪・奇抜な髪型（極端な刈込(アシンメトリー含む)・フェードカット・モヒカン・エクステライン（眉毛へのラインも含む）・パーマ（ストレートパーマ含む）・襟足の長い髪 等）、ひげ

#### <化粧、装飾品>

- ・化粧全般（口紅、色付きリップ、マニキュア、茶眉 等）・カラーコンタクト類(黒のカラコン以外)、まつ毛エクステ、
- ・装飾品全般（ネックレス（チタンネックレス含）、数珠、ピアス（透明含む）等）、タトゥー

#### <スマートフォン・学習端末・携帯電話>

- ・休み時間、授業中使用が許可された時間以外での使用や 校内で無許可の充電は指導対象
- ・学習活動以外の目的での使用（ゲーム、SNS 等）
- ・写真・動画の無断掲載、および SNS への誹謗中傷の書き込みは禁止

#### <その他>

- ・校内でのガム噛み・ガム捨て・授業妨害・指導拒否、暴言、授業中抜け・校時中の部室への出入り、迷惑行為（奇声等、その内容による）、器物破損（内容によっては懲戒） 等など
- ・上記以外で学校生活にふさわしくないと判断・該当するもの

### あすなろカード発行から指導の流れ P9 フローチャート参照

#### ①:指導対象となった生徒は基本その場で直させ、あすなろカードを発行する。

※同一日中に、何度も繰り返す際は、悪質とみなし、何枚でも発行します。

#### ②:その場ですぐ改善ができないものについてはカード発行後、支援部と直し期間を決める。(染髪等)

カードを本人へ渡す → 直し期間を生徒支援部職員と約束する。

→ 身なり指導協力依頼書(仮)を渡し、保護者とも連携を行う（担任は保護者へ連絡）

#### ③:あすなろカード指導(累積回数毎)の指導内容

3枚目…あすなろ指導① 身なり・授業観察3日間 + 担任面談+担任から保護者へ連絡

6枚目…あすなろ指導② 身なり・授業観察3日間 + 学年主任面談+担任から保護者へ連絡

9枚目…あすなろ指導③ 身なり・授業観察3日間 + 生徒支援部面談+担任から保護者へ連絡

12枚目…あすなろ指導④ 身なり・授業観察3日間+管理者面談(本人、保護者、学年主任、生徒支援部)

※各段階の指導延長日数は最大3日間とし、指導開始から6日間で終了できなければ、再度3日間の指導を行う。[ただしそこで終了できなければ指導拒否とし「特別指導」を行う。]

※授業観察なので朝の遅刻は不可とはしない。

※特別指導を行うのは2回まで、3回目以降は、指導拒否として「別室指導」において今後の学校生活について話し合う。

※あすなろカードの枚数は各学年でリセットする。

## 2 特別指導

対 象 → 授業妨害・暴言・悪質なマナー違反・深夜徘徊（内容によっては懲戒）、「楽メ」の保護者なりすましでの連絡・器物破損（内容によっては懲戒）・迷惑行為（近隣への迷惑駐輪等、その内容による）・指導拒否の生徒（内容による）、その他、特別指導が妥当と生徒支援委員会で判断されたもの

内 容 → 日誌指導（3日間の服装および授業態度の観察+日誌+保護者のサイン）

※指導延長日数は最大3日間とし、指導開始から6日間で終了できなければ再度3日間の指導を行う。[ただしそこで終了できなければ指導拒否として「訓告指導」を行う。]

※授業観察なので朝の遅刻は不可とはしない。

## 3 懲戒指導（訓告、停学） 懲戒指導は、推薦の基準に触れるので確認してください

推薦の基準（内規より）懲戒指導を受けた者は、原則として推薦できない。但し、懲戒指導を受けた後著しく反省し、その成果が認められる者は推薦できる。

### ① 訓告指導

対 象 → **P5のB群** およびその他 こうじよりようぞくじょう 公序良俗上問題となる行為

※指導内容については、生徒支援委員会で検討したあと職員会議に諮り決定する。

内 容 → 保護者同席面談・日誌指導・反省文・管理者面談

指導歴 → 卒業まで累積される

訓告指導の日数

1回目:5日間、2回目は「停学指導」へ \*土日祝祭日は日数に含まない

※指導延長日数は最大3日間とし、指導開始から6日間で終了できなければ指導拒否として「停学指導」へ移行する。

### ② 停学指導

対 象 → **P5のA群** およびその他 こうじよりようぞくじょう 公序良俗上問題となる行為

※指導内容については、生徒支援委員会で検討したあと職員会議に諮り決定する。

内 容 → 保護者同席面談・自宅謹慎・日誌指導・課題学習・反省文・管理者面談 等。

指導歴 → 卒業まで累積される。

停学指導の日数 \*土日祝祭日は日数に含まない

1回目…3日間 ・2回目…5日間 ・3回目…10日間 ・4回目…無期停学(15日以上を目的)

\*問題行動は種類別に分けずに、累積加算される。

## 4 生徒指導上の懲戒規定の目安

A群・・・暴力行為、いじめ(幫助、脅迫、強要、恫喝も含む)、窃盗・万引き、シンナー、薬物使用・所持、悪質な器物破損、凶器所持、刺青を入れる、賭博、危険運転行為および交通三悪(無免許運転・速度超過・飲酒運転)、金品徴発・恐喝行為(同席、幫助も含む)、SNS等の悪質な使用等、授業を受ける権利を害する行為、その他法律に抵触する場合、悪質な危険行為および授業妨害、わいせつ行為、その他反社会的行為指導に対する拒否、暴言、暴力(生徒から教員に対しての行為)

飲酒・飲酒同席・酒類所持、喫煙、タバコ所持・ライター所持、  
自動二輪を含む車輜での通学または同乗通学(保護者運転除く)

※おもに反社会的行為(暴力、いじめ、交通事故、カンニング)など重大な事態発生の場合には職員会議で懲戒を検討する。また、逮捕事案に関しては、即、無期停学以上の指導もありうる。

\*指導方法: **停学(自宅謹慎)**・保護者同席面談・日誌指導・課題学習・反省文・管理者面談

指導期間: 停学3日間 → 停学5日間 → 停学10日間 → 無期停学(15日)の段階指導をおこなう。しかし、生徒支援委員会および職員会議で悪質であると判断され、校長が必要と認めた場合は、この限りではない。

\*問題行動は種類別に分けずに、累積加算される。

\*訓告・停学・無期停学を含む指導内容を生徒支援委員会で検討し職員会議に提案する。

\*A群の項目でも生徒支援委員会および職員会議で審議をおこない、訓告指導とする場合もある。  
逆にB群でも悪質だと判断される内容であれば、A群の指導もありうる。

\*無期停学終了後はB群の問題行動を起こした場合でも原則、無期停学以上とする。

B群・・・喫煙同席、授業妨害、暴言、迷惑行為、指導拒否、器物破損、危険行為、**カンニング** SNS等の不適切な使用等、自動二輪初心者2人乗り、深夜徘徊  
労働基準法および年少者労働基準規則に基づき許可できない業務をおこなった場合、

(注1) その程度により、A群、または特別指導で対応する。

(注2) 深夜徘徊においては不可抗力的な場合があるので、状況を確認した上で訓告指導または特別指導で対応する。

\*指導方法: **訓告**・保護者同席面談・日誌指導・反省文・管理者面談

指導期間: 1回目 訓告指導5日間 2回目 A群へ移行し、停学指導を行う

※指導延長日数は最大3日間とし、指導開始から6日間で終了できなければ指導拒否として「停学指導」へ移行する。

C群・・・**特別指導**

\*指導方法: 上記のA群及びB群の項目において、生徒支援委員会で不可抗力的な場合と判断される場合においては、特別指導3日間を行う。

※指導を期間内に終える事ができなければ、訓告指導へ移行する。※フローチャート参照

## 5 懲戒指導の流れ

	1回目	2回目	3回目	4回目
<b>A群</b> 反社会的行為 犯罪行為 ※行為種類(別表表記)	停学指導 3日	停学指導 5日	停学指導10日	無期停学 (15日以上を目途)
<b>B群</b> 補導となる行為 青少年保護育成条例 迷惑行為防止条例 少年法などに関わる行為	訓告指導 5日間	停学指導 3日	停学指導5日	停学指導10日

### 指導の流れの説明

\*A群による、反社会的な行為等が発生した場合は、停学指導から指導を始める。

\*無期停学終了後はB群の問題行動を起こした場合でも原則、無期停学以上とする。

\*B群の補導対象の問題行動が発生した場合は訓告指導から指導を行う。

\*B群の同一問題行動2回目に達した場合はA群へ移行し、停学指導を行う。

\*事例によっては不可抗力な場合があるので、状況を確認した上でB群あるいは特別指導で対応する。

\*A群の項目でも生徒指導委員会および職員会議で審議をおこない、訓告指導に値することもある。

逆にB群でも悪質だと判断される内容であればA群の停学指導もありうる。

\*複数回繰り返す場合は進路変更勧告もあり得る(内容により判断)

## 6 勤怠指導

### (1) 無届欠席の指導

無届欠席については、その都度、担任が保護者に連絡し事情を確認する。

5回目：担任面談（無届が続く理由の確認）、面談後には、楽メ（必要であれば電話連絡も含めて）を通じて、共通した様式で連絡をする。その担任面談後に続いた場合は必要があれば管理者および学年主任に相談し対応を検討する。

### (2) 無届欠課指導（無届で途中登校、無届での途中下校）← いわゆる「中抜け」

1回目：担任指導（保護者へ連絡）、2回目：学年主任面談（保護者へ連絡）、  
3回目以降は「あすなろ指導」へ ※あすなろ指導後に欠課（中抜け）が続く場合、管理者および学年主任と相談し対応を検討する。

### (3) 登校時の遅刻指導

\*通院など正当な理由と、保護者から届け出がある場合は推薦の基準で審議対象になる。

① 登校時の遅刻（届出の有無は問わず）の際は、必ず入室許可証を発行してもらい担任へ提出する。

※入室許可証発行場所：朝 8:50～9:10 はシーサー横入り口前、9:10 以降は職員室。

② 遅刻指導

5回目：担任面談および保護者連絡、15回目：学年主任面談、20回目：管理者面談。

20回目以降は、担任が指導が必要と思う生徒に対して保護者を含めた面談を管理者・学年主任同席の下、面談指導を行う。

※保護者連絡の際は、楽メ（必要であれば電話連絡も含めて）を通じて、共通した様式で連絡をする。

※下記の回数・時間・日数が「推薦の基準」となるため、本人及び保護者へは確実に、担任から伝えるよう心掛けてください。

#### 推薦の基準（内規より）

出席状況……出席状況が良好であること。

HR 遅刻 各学年10回以下（但し、通院等の正当な理由がある場合は審議する）

無届欠課 各学年10時間以下

無届欠席 各学年10日以下

但し、学年進行にともなって著しく良くなった者については、考慮することがある。

## 7 携帯・スマホ・学習端末指導

- ① 朝のSHRから帰りのSHR終了までは必ず電源を切り、職員の許可なしに使用しない。  
(マナーモードも不可) また使用しないときはカバンの中に入れるなどして、破損しないようにする。
- ② 校時中は許可なしに机上など見える場所に出すことや、触ることはしない。  
また、充電やイヤホン等の付属品の使用も許可なしに使用しない。
- ③ 学校内での管理は各自で行い、移動教室の時などの際は盗難・破損に気を付ける。
- ④ 動画の無断撮影・投稿、SNSへの誹謗中傷等はしない。(内容によっては懲戒指導対象)

【補足】・行事や実習等での使用に関しては、職員間で検討し決定する。

・保護者からの緊急時連絡においては、直接学校へ電話をすることで対応する。

## 8 「いじめ」に関すること

- ※1. 被害者が当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う『心理的、又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』…【いじめ防止対策推進法】
- ※2. いじめの訴えや、情報等が挙がり次第、速やかに対処する。いじめは許さない姿勢。
- ※3. 普段から言動に気をつけて、望ましい人間関係づくりに努める。
- ※4. SNSを利用した軽率な書き込み。無断掲載(写真含む)や誹謗中傷をしない。  
(内容によっては懲戒指導対象)

## 9 アルバイトに関すること

- ◎アルバイトは原則として禁止する。但し、学校か家庭の事情で必要であると判断する場合に限り、「アルバイト許可願」を保護者及び採用者同意の上で提出する。
- ◎年少者(満18歳に満たない者)の「危険有害業務制限又は禁止業務」※労働基準法より一部抜粋
  - ・酒席に侍する業務
  - ・特殊の遊興的接客業(バー、キャバレー、クラブ等)における業務※アルバイト許可願は保護者、アルバイト先責任者の記入が必要です。

## 10 自転車通学に関すること

- ① 通学や休日の部活動参加のために自転車を利用する生徒は「自転車通学届」を生徒支援部(交通安全係)担当教諭へ提出する。
- ② 「自転車通学届」を提出後は、「登録ステッカー」を自転車に貼る。
- ③ 担当職員から自転車利用の注意事項(駐輪場、運転マナー、道路交通法等)の指導を受ける。
- ④ 登下校や休日を含み自転車運転中の事故は、必ずその場で警察(110番)へ通報し事故処理を行う
- ⑤ 近隣への迷惑駐輪は厳禁とし、発覚した場合は指導の対象とする。
- ⑥ 駐輪の際は、盗難防止のため「ツーロック(二重ロック)」を推奨する。
- ⑦ 電動キックボード等、自転車以外の交通手段を運転しての登下校は禁止とする。
- ⑧ 自転車を運転する場合に、ヘルメットの着用を推奨します。  
※2026年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されます。

## 11 免許取得に関すること

### 車輛に関する確認事項

#### 1 【免許取得について】

- ・免許取得について、原則禁止とする。但し、3年生においては就職・進学において必要となる資格のため、運転免許の取得を認める。免許を取得する際は、夏休み等の長期休暇期間をなるべく利用し、授業に支障が無いように心掛ける。免許取得後は、運転免許取得届を保護者捺印の上、提出すること（自転車、車輛共に学校が把握と指導に努めるため）

#### ※「3ない運動」(免許を取らない、車輛を買わない、運転しない)が基本方針です

本校では昭和56年5月16日、PTA結成総会において「3ない運動」が決議されました。

「3ない」をしっかりと守ることで、自他の尊い命を守りましょう。

#### 2 特に、車輛通学や交通ルール違反をした者には懲戒指導を行います

無免許・スピード違反・暴走・飲酒・ノーヘル・条件違反（初心者2人乗り）等は絶対にしてはいけません。厳罰対処します

#### 車輛通学の定義（車輛通学とは）

- 1 車輛による登・下校（保護者・家族以外の車両への同乗も含む）
- 2 学校に来る目的での車輛運転、校外駐車（保護者・家族以外の車両への同乗も含む）
- 3 学校からどこかに行く目的での車輛運転、校外駐車（保護者・家族以外の車両への同乗も含む）
- 4 制服・体育着・指定ジャージでの乗車（保護者・家族以外の車両への同乗も含む）  
※「帰宅後」なのかの判断ができないため、他校同様、判断のラインを統一します。
- 5 あらゆる教育活動の際での乗車（保護者・家族以外の車両への同乗も含む）  
※部活動、大会、大会応援、遠足、演劇鑑賞会、マラソン大会、インターンシップ・・・等、  
校内・校外、休日・平日に関係なく、全ての教育活動で使用禁止です
- 6 生徒間での車輛の貸し借りの際は両方に指導が行われます。

## 男子の髪型について

本校ではいつでも進学・就職面接を受けることが可能な身なりが基準です。

禁止の頭髪は以下の通りです。

・染髪

・奇抜な髪型

フェードカット、極端な刈り込み（アシンメトリー含む）、エクステ

パーマ、モヒカン（ソフトモヒカン含む）、襟足の長い髪、ライン など

※ 就活や企業でのツブブロックが容認される昨今の社会情勢を鑑みツブブロックは可

・禁止の髪型（例）次の場合は奇抜に見えるため禁止とする。

・フェードカット



・アシンメトリー（左右非対称）



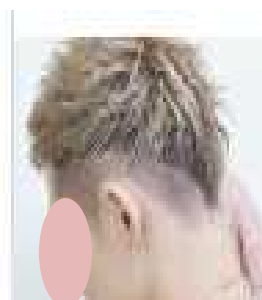
・ソフトモヒカン



・スリーブブロック



・その他



あすなろカード＜生徒支援控え＞

令和 年 月 日 ( ) 時 分

( ) 年 ( ) 組 ( ) 番 氏名

指導内容 (○印)

累積 ( ) 枚目

制 服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャツ出し・インナー(シャツの下・タートルネック・そで)</li> <li>・フリザー忘れ・シャツ忘れ</li> <li>・スカート忘れ・ズボン忘れ・ベルト忘れ・着崩し</li> <li>・異装(私服・指定外・体育着)・スカート丈</li> <li>・スカート下体育着見え</li> </ul>
頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶髪・パーマ・モヒカン・アジメトリー</li> <li>・奇抜な髪・極端な刈込・エクスチ・襟あし</li> </ul>
化 粧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧内容 ( )</li> <li>・カラコン</li> <li>・まつエウ</li> </ul>
装 飾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カムフラージュ</li> <li>・カムフラージュ不適切使用</li> <li>・授業妨害(内容)</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外で該当するもの</li> </ul>

指導職員:

★保護者への連絡をお願いします

あすなろカード＜担任控え＞

令和 年 月 日 ( ) 時 分

( ) 年 ( ) 組 ( ) 番 氏名

指導内容 (○印)

累積 ( ) 枚目

制 服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャツ出し・インナー(シャツの下・タートルネック・そで)</li> <li>・フリザー忘れ・シャツ忘れ</li> <li>・スカート忘れ・ズボン忘れ・ベルト忘れ・着崩し</li> <li>・異装(私服・指定外・体育着)・スカート丈</li> <li>・スカート下体育着見え</li> </ul>
頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶髪・パーマ・モヒカン・アジメトリー</li> <li>・奇抜な髪・極端な刈込・エクスチ・襟あし</li> </ul>
化 粧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧内容 ( )</li> <li>・カラコン</li> <li>・まつエウ</li> </ul>
装 飾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カムフラージュ</li> <li>・カムフラージュ不適切使用</li> <li>・授業妨害(内容)</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外で該当するもの</li> </ul>

指導職員:

あすなろカード＜生徒及び保護者控え＞

令和 年 月 日 ( ) 時 分

( ) 年 ( ) 組 ( ) 番 氏名

指導内容 (○印)

累積 ( ) 枚目

制 服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャツ出し・インナー(シャツの下・タートルネック・そで)</li> <li>・フリザー忘れ・シャツ忘れ</li> <li>・スカート忘れ・ズボン忘れ・ベルト忘れ・着崩し</li> <li>・異装(私服・指定外・体育着)・スカート丈</li> <li>・スカート下体育着見え</li> </ul>
頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶髪・パーマ・モヒカン・アジメトリー</li> <li>・奇抜な髪・極端な刈込・エクスチ・襟あし</li> </ul>
化 粧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧内容 ( )</li> <li>・カラコン</li> <li>・まつエウ</li> </ul>
装 飾	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カムフラージュ</li> <li>・カムフラージュ不適切使用</li> <li>・授業妨害(内容)</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外で該当するもの</li> </ul>

指導職員:

沖縄県立豊見城南高校

令和7年度

## 遅刻入室許可証



月 日 曜日 着いた時間 時 分

年 組 番 氏名

① 遅刻回数 \_\_\_\_\_ 回目

② 登校手段 (○で囲む)

・バス \_\_\_\_\_ 番 ・保護者の車 ・自転車 ・徒歩

・バス停名, 乗った場所 ( \_\_\_\_\_ )

・バスに乗った時間 ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

③ 遅刻の理由 (○で囲む)

・寝坊 ・交通渋滞 ・体調不良

・その他 ( \_\_\_\_\_ )

④ 遅刻指導担当者 \_\_\_\_\_

※遅刻回数が増えるごとに、勤怠指導(学校生活改善カード,あすなろ指導)あり!

※あすなろ指導の生徒は奉仕作業があるので、放課後必ず支援部に来るように!

支援部控え

年 組 番 氏名

①着いた時間 時 分

②遅刻回数 回目

③登校手段(○で囲む) ・バス \_\_\_\_\_ 番 ・保護者の車 ・自転車 ・徒歩

・バス停名, 乗った場所 ( \_\_\_\_\_ )

・バスに乗った時間 ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

④遅刻の理由 ・寝坊 ・交通渋滞 ・体調不良

・その他 ( \_\_\_\_\_ )

遅刻指導担当者

# あすなろ指導

【あすなろ指導：3・6・9・12・回目】

年 組 番 氏名

指導日数 → 3日

	月 日	月 日 曜日	月 日 曜日	月 日 曜日	月 日 曜日	月 日 曜日	月 日 曜日
SHR	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
1校時	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
2校時	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
3校時	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
4校時	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
5校時	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
6校時	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
清掃	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
SHR	サイン						
	評価	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可	授業態度 身なり 可・不可 可・不可
	理由						
放課後	生徒支援部 サイン						

※朝は、担任から受け取り、**放課後は生徒指導部へ提出して必ず確認のサインをもらうこと。**

※SHRや授業が始まる前に担任や教科担任に提出すること。それ以後に提出した場合は「不可」になる。

※遅刻した日も最大指導期間6日のなかの日数にカウントされるので遅刻はしない。

※各段階の指導延長日数は最大3日間とし、**指導開始から6日間で終了できなければ、再度3日間の指導を行う。**[ただしそこで終了できなければ指導拒否として**別指導(保護者同席面談+3日間のあすなろ指導)**を行う]。別指導中に終了できない場合は**指導拒否として「訓告指導」**を行う。

※12枚目以降はカード累積3枚ごとに「あすなろ指導」(3日)と管理者面談で改善に向けた話し合いを行う。

※改善がみられない場合は教育相談係との面談を実施する。

※不正行為(サイン偽造など)があった場合は段階を上げ、指導する

※点検表は、絶対に紛失又は粗末に扱わないこと。(ぼろぼろにしたりしない)

※放課後、生徒支援部にカードを提出する時間は「帰りのSHR終了から15分以内」とする。

50分授業時は16:15 45分授業時は15:45までに提出すること